

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課 税 売 上 額 ( 税 抜 き )	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円
免 税 売 上 額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [ % ] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩				※付表2-1の⑩X欄へ
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				※付表2-1の⑪X欄へ
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				※付表2-1の⑫X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑬X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭			(⑬欄×6.3/100)	※付表2-1の⑭X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				※付表2-1の⑯X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰				※付表2-1の⑰X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合	⑱				※付表2-1の⑱X欄へ
課5課95 税億 売未 上満 上超 割の 高又 合場 がは合 控の 除調 税額整	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲			※付表2-1の⑲X欄へ
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑳			※付表2-1の㉑X欄へ
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑲)+(⑳×④/⑦)]	㉑			※付表2-1の㉒X欄へ
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰×④/⑦)	㉒			※付表2-1の㉓X欄へ
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓				※付表2-1の㉔X欄へ
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔				※付表2-1の㉕X欄へ
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕				※付表2-1の㉖X欄へ
控除対象仕入税額 [(⑱、⑲)又は⑳の金額]±㉓±㉔±㉕がプラスの時	㉖	※付表1-2の①A欄へ	※付表1-2の①B欄へ	※付表1-2の①C欄へ	※付表2-1の②X欄へ
控除過大調整税額 [(⑱、⑲)又は⑳の金額]±㉓±㉔±㉕がマイナスの時	㉗	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の③X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉘	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の④X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。  
 3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。  
 4 ⑨、⑪及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
 5 ⑬及び⑭欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。